

令和 7 年 6 月八戸市議会定例会

提 出 議 案

6 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第72号	令和7年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第73号	令和7年度八戸市下水道事業会計補正予算	別冊
議案第74号	八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	3
議案第75号	八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	7
議案第76号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制 定について	11
議案第77号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	13
議案第78号	承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係 る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	17
議案第79号	八戸市農村環境改善センター条例の一部を改正する 条例の制定について	19
議案第80号	八戸市農業経営振興センター条例の一部を改正する 条例の制定について	21
議案第81号	八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について	23
議案第82号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて	25
	(令和6年度八戸市一般会計補正予算の処分)	
議案第83号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて	27
	(八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の 処分)	
議案第84号	パーテーションの買入れについて	31
議案第85号	八戸市土地開発公社の解散について	33

議案第74号

八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得方式の多様化に係る所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

八戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第21条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第22条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第22条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病に

より入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「第14条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

第24条中「除く。）が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第75号

八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等について所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

八戸市職員の勤務条件に関する条例（平成7年八戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第15条の2第1項」を「第15条の3第1項」に改める。

第15条の3を第15条の4とする。

第15条の2の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条の3とし、第15条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の2 任命権者は、八戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八戸市条例第13号）

第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 八戸市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第15条の2の見出しの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第15条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第76号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地域スポーツ・文化活動検討協議会の名称を地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会に変更するためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の2 八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会の項名称の欄中「八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会」を「八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会」に改め、同項担任する事務の欄中「地域移行」を「地域展開」に、「地域スポーツ・文化活動」を「地域スポーツ・文化芸術活動」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「地域スポーツ・文化活動検討協議会」を「地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会」に改める。

議案第77号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額に係る扶養親族の加算額の改定等をするとともに、補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「434円」に、「第2号」を「第2号から第5号までのいずれか」に、「334円」を「217円」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第7条の2第2項第2号中「81,290円」を「85,490円」に改め、同項第4号中「40,600円」を「42,700円」に改める。

「

6,618円	8,283円	9,795円	10,923円	11,718円	12,438円
5,568円	6,470円	7,038円	8,093円	8,950円	9,398円

別表中 を」

「

7,285円	8,850円	10,768円	11,963円	12,625円	13,098円
6,110円	7,045円	7,505円	8,623円	9,270円	9,620円

に改める。」

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（補償基礎額の改定等に伴う経過措置）
- 改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3項及び別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。この場合において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に支給すべき理由が生じた公務災害補償及び令和6年4月1日前に支給すべき理由が

生じた年金たる補償で当該期間について支給すべきものについての改正前の八戸市立学校の
 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）
 別表の規定の適用については、同表中

「

6,618円	8,283円	9,795円	10,923円	11,718円	12,438円
5,568円	6,470円	7,038円	8,093円	8,950円	9,398円

とあるのは、

」

「

7,285円	8,850円	10,263円	11,248円	11,918円	12,590円
6,110円	6,965円	7,385円	8,320円	9,063円	9,508円

とする。

」

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に支給すべき理由が生じた公務災害補償及び令和7年4月1日前に支給すべき理由が生じた年金たる補償で当該期間について支給すべきものについての新条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「434円」とあるのは「384円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については100円を、それぞれ」とする。
- 4 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に旧条例別表の規定に基づいて支給された公務災害補償は、新条例及び附則第2項後段の規定による公務災害補償の内払とみなす。
 （介護補償の額の改定に伴う経過措置）
- 5 新条例第7条の2第2項の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 6 令和7年4月1日から施行日の前日までの間に旧条例第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例の規定による介護補償の内払とみなす。

議案第78号

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置等に係る基本計画の同意日の期限を延長するためのものである。

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例（平成20年八戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第79号

八戸市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

使用料に冷房料を加えるためのものである。

八戸市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

八戸市農村環境改善センター条例（昭和55年八戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「暖房料」の次に「、冷房料」を加える。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第80号

八戸市農業経営振興センター条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市農業経営振興センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

使用料に冷房料を加えるためのものである。

八戸市農業経営振興センター条例の一部を改正する条例

八戸市農業経営振興センター条例（平成11年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「暖房料」を「冷暖房料」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第81号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和するためのものである。

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第24条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項及び第3項並びに第24条第1項の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第82号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和7年6月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市税、地方交付税等の増額、財政調整基金等の積立て及び市債の決定等のため、令和6年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第 5 号

令和 6 年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について

令和 6 年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第 179 条第 1 項の規定により処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

令和 6 年度八戸市一般会計補正予算 別冊

議案第83号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和7年6月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額に係る規定の整備
その他所要の改正をすることを処分したものについて、その承認を求めるためのものである。

処分第 8 号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分について

八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

令和 7 年 3 月31日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市市税条例の一部を改正する条例

八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第24条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第65条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの
の 年額 2,000円

第71条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第65条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第71条の2第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提示」に改め、同項ただし書中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加え、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項本文の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第8条の2第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第8条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の八戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第3条 新条例第65条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第84号

パーティーションの買入れについて
別紙のとおりパーティーションを買い入れる。

令和7年6月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

指定避難所で使用するパーティーションを買い入れるためのものである。

1 品名及び数量

品 名	数 量
ワンタッチポップアップ式パーテーション	7,851張

2 買入金額 53,543,820円

議案第85号

八戸市土地開発公社の解散について
八戸市土地開発公社を解散する。

令和7年6月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、八戸市土地開発公社を解散
するためのものである。